

## 【 業 務 説 明 書 】

業 務 名：那覇港港湾施設使用料改定検討業務委託（R3）

### 【 業務の目的 】

那覇港には岸壁等係留施設、荷捌き地、上屋等の保管施設等があり、那覇港管理組合はこれら施設の管理をすると共に、船舶からの利用料金、民間等への貸付け料金の徴収等を行っている。これら施設の使用料金は3年に一度見直しを行い、必要があれば料金の改定を実施している。

本業務は、この一環として那覇港管理組合港湾施設管理条例第17条第1項に規定する別表第2及び第3等と那覇港管理組合港湾施設管理条例施行規則第14条に規定する別表第2、第14の2に規定する別表第3に係る港湾施設使用料の改定を検討する資料を作成することを目的として実施する。

※ 前回の報告書を確認したい場合は、公告3頁、3設計図書等の配布、質問及び回答へ記載の【企画建設部 みなと振興課】まで問い合わせください。

### 【 過年度業務からの主な変更内容 】

・現状、一部の港湾施設（上屋、荷捌地、野積場、ふ頭用地など）については、施設使用料金が、区域に関係なく一律で設定されている。

本業務では、従来の算定法に加えて、区域ごと（那覇ふ頭・泊ふ頭・新港ふ頭・浦添ふ頭）に算定を行う。

・建物（上屋など）は、他港の設定方法（等級区分）を踏まえ、築年数に応じた算定を行う。

・旅客施設料金（那覇クルーズターミナルに寄港する旅客船の取扱い旅客人数）は、クルーズ客船の重量（10万トン以下を想定）に応じた乗客人数等を使用し算定を行う。

以上